

基準適合認定申請

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による申請）

1 計画の評価方法

（該当する□にレを記入）

住宅部分：

- 性能基準 仕様基準
 モデル住宅法 フロア入力法

非住宅部分：

- モデル建築法 標準入力法等

2 手数料額の計算

申請の種類（申請の該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	床面積 m ²	別表第2 121(1)のイ 円	別表第2 121(2)のイ 円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物の申請の場合	住宅部分の床面積の合計 m ²	別表第2 121(1)のイの(ア) 円 (a ^{〴〵})	別表第2 121(2)のイの(ア) 円 (A ^{〴〵})
	<input type="checkbox"/> 共用部分を除く 非住宅部分の床面積の合計 m ²	別表第2 121(1)のイの(イ) 円 (b ^{〴〵})	別表第2 121(2)のイの(イ) 円 (B ^{〴〵})
	合計 m ²	(a ^{〴〵}) + (b ^{〴〵}) 円	(A ^{〴〵}) + (B ^{〴〵}) 円

合計 _____ 円

（注意）

- 1 「別表」とは、三鷹市手数料条例別表を指す。
- 2 「適合証等」とは、申請に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 3 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。
- 4 住宅部分の床面積の合計の項について、共同住宅の評価方法に係る仕様基準を選択する場合は、共用部分を除くの□にレを記入し、共用部分を除いた床面積を記入する。
- 5 共同住宅の評価方法に係る仕様基準に該当するもの以外を選択する場合は、住宅部分の共用部分を除くことができる。この場合における住宅部分の床面積の合計の項については、共用部分を除くの□にレを記入し、共用部分を除いた床面積を記入する。